

一関地区広域行政組合管理者の職務代理者に関する規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第7号

改正 平成23年3月31日 規則第2号

令和5年3月30日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第2項及び第3項の規定による管理者の職務を代理する職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者の職務代理者)

第2条 法第152条第2項の規定による管理者の指定する職員は、次のとおりとする。

事務局長の職にある者

(管理者の職務を代理すべき上席の職員)

第3条 法第152条第3項の規定による上席の職員は、次のとおりとする。

事務局次長

総務管理課長

介護保険課長

西部地域包括支援センター所長

東部地域包括支援センター所長

一関清掃センター所長

川崎清掃センター所長

大東清掃センター所長

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。